

## 池田市建設工事最低制限価格設定要領

### 1. 目的

この要領は、本市の建設工事等の競争入札において地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設定する場合の基準を定め、発注者の恣意性の排除及び透明性の向上並びに最低制限価格設定の統一性を図ることを目的とする。

### 2. 実施時期

令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事の入札から実施する。

### 3. 対象

一般競争入札に付する予定価格12,000万円を超える建設工事とする。

ただし、市長が最低制限価格を設定することが必要でない認めるときは、これを設定しないものとする。

### 4. 最低制限価格の設定方法

#### 建設工事

予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で、予定価格算出の基礎となった次に掲げる式の合計額（1,000円未満切り捨て）に消費税及び地方消費税を加算した額。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2に、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

算定方法	
イ【範囲】	予定価格の7.5/10~9.2/10
【計算式】	
① 直接工事費×0.97	合計額+消費税 及び地方消費税
② 共通仮設費×0.90	
③ 現場管理費×0.90	
④ 一般管理費×0.68	
□ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず	
10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で	
適宜の割合とする。	

#### 附 則

この要領は、令和2年4月24日から実施する。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。